



熊本県公報

第12987号
令和2年(2020年)
12月18日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(財産経営課)	1
○熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	2
○熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	3
○身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定	(障がい者支援課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定	(〃)	4
○道路の区域変更	(道路保全課)	4
○道路の供用開始	(〃)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	8
○道路の供用開始	(道路保全課)	8
公 告		
○熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の実施	(財産経営課)	8
○熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	9
○熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	16
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	20
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	20
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	21
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課)	21
○県営土地改良事業計画の決定	(〃)	21
○公共測量の実施	(監理課)	22
登 載 依 頼		
○令和2年度(2020年度)熊本丸第一種中間検査及び一般整備工事業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	(天草拓心高校マリン校舎)	22
○令和2年度(2020年度)熊本丸第一種中間検査及び一般整備工事業務に係る競争入札の実施	(〃)	22
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	26

告 示

熊本県告示第908号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県庁で使用する電気
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年(2021年)1月7日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第909号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年(2021年)1月7日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。

- 3年) 3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第910号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年(2021年)1月7日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第911号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
整形外科	高田 弘誠	地方独立行政法人くまもと県北病院機構 公立玉名中央病院 玉名市中1950	令和2年(2020年) 11月30日
内科	平田 尊仁	天草市立牛深市民病院 天草市牛深町3050番地	令和2年(2020年) 11月30日
リハビリテーション科	山崎 裕子	医療法人悠紀会病院 玉名市上小田1063番地	令和2年(2020年) 11月30日
小児科	渡邊 優	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	令和2年(2020年) 11月30日

内科	岸川 秀樹	上天草市立上天草総合病院 上天草市龍ヶ岳町高戸1419-19	令和2年(2020年) 11月30日
眼科	安武 博樹	医療法人安武眼科医院 宇城市松橋町松橋570	令和2年(2020年) 11月30日

熊本県告示第912号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
そうごう薬局合志店 合志市須屋字中ノ平1415番地6	調剤	令和2年(2020年) 12月1日
サン薬局合志店 合志市竹迫字桜山2247	調剤	令和2年(2020年) 12月1日

熊本県告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)12月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町中字前田 115地番先から 下益城郡美里町中字丸山 1169番地先まで	前	13.6 ～ 42.4	240.0	活力創 出基盤 交付金
			後	13.6 ～ 42.4	240.0	

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)12月18日

熊本県告示第914号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)12月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	島木上寺線	上益城郡山都町上寺字山居谷 940番1地先から 同所 937番1地先まで	116.4	単道改 (舗装)

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)12月18日

熊本県告示第915号

平成17年(2005年)7月20日熊本県告示第921号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長江川	水俣市中鶴	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
下向川	水俣市深川	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第916号

平成17年(2005年)12月21日熊本県告示第1431号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
新迫川	水俣市深川	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
桐木川	水俣市市渡瀬	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第917号

平成18年(2006年)7月3日熊本県告示第698号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
気子川	水俣市中鶴	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
屋蔵川	水俣市長野	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
沖無川	水俣市湯出	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南

広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第918号

平成19年(2007年)11月2日熊本県告示第937号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長野	水俣市古城3丁目	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
長野1	水俣市長野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
村内B-1	水俣市深川	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
上内野-1	水俣市深川	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
上内野-2	水俣市深川	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山神-1	水俣市市渡瀬	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
今俵A	水俣市深川	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第919号

平成20年(2008年)3月28日熊本県告示第248号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鶴平-2	水俣市久木野	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第920号

平成28年(2016年)1月12日熊本県告示第39号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古城3丁目	水俣市古城3丁目	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第921号

平成29年(2017年)3月31日熊本県告示第300号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
新川	津奈木町岩城	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第922号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
気子川	水俣市中鶴	別図1のとおり	土石流
長江川	水俣市中鶴	別図2のとおり	土石流
下向川	水俣市深川	別図3のとおり	土石流
新迫川	水俣市深川	別図4のとおり	土石流
桐木川	水俣市市渡瀬	別図5のとおり	土石流
屋蔵川	水俣市長野	別図6のとおり	土石流
沖無川	水俣市湯出	別図7のとおり	土石流
新川	津奈木町岩城	別図8のとおり	土石流

(別図1から別図8までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第923号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年（2020年）12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる 自 然 現 象 の 種 類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝 撃に関する事項
長野	水俣市古城3丁目	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
長野1	水俣市長野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
村内B-1	水俣市深川	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
上内野-1	水俣市深川	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
上内野-2	水俣市深川	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山神-1	水俣市市渡瀬	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鶴平-1	水俣市久木野	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
今俣A	水俣市深川	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
古城3丁目	水俣市古城3丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

（別図1から別図9までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第924号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年（2020年）12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
L A B みなみ阿蘇 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2715番地5	株式会社南阿蘇ケアサービス 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2721番地2 荒牧 律子	生活介護	令和2年（2020年）12月8日

熊本県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）12月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水俣 線	水俣市古里字堂前 1349番2地先から 同所 1299番2地先まで	67.0	単道改 (舗装)

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)12月18日

公 告

熊本県公告第747号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県庁で使用する電気
- (2) 予定数量
10,456,939キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県庁で使用する電気仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
令和3年(2021年)4月1日(木)から令和4年(2022年)3月31日(木)まで
- (7) 供給場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁舎
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から令和3年（2021年）1月7日（木）午後5時まで

ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

エ 1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3) 平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。

なお、令和2年（2020年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年（2021年）1月15日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）1月15日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）2月4日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)2月3日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和3年(2021年)2月4日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)2月3日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否

要

- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 10,456,939 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender:
Date: February 4, 2021, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: +81-96-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第748号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- (2) 予定数量
3,062,467キロワット時

- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その
1 仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 調達期間（供給期間）
令和3年（2021年）4月1日（木）から令和4年（2022年）3月31日
（木）まで
 - (7) 供給場所
仕様書による。（19施設）
 - (8) 契約の種類
19施設毎の各単価による単価契約
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入
札者による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている
者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの
電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行
承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、
閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札
決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した
金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をも
って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ
るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に
相当する金額により入札すること。
 - (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39
年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務
委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（
平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定
された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札
参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札
に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を
次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内
容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付
期間
公告の日から令和3年（2021年）1月7日（木）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(4)の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵
送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業
者として登録されている者であること。
 - (3) 平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日まで
の期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に
伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488
キログラム以下であること。
なお、令和2年（2020年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者
又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づ
き算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488キ
ログラム以下であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和3年（2021年）1月15日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）1月15日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）2月4日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年（2021年）2月3日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和3年（2021年）2月4日（木）午前10時
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年（2021年）2月3日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再

入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達法は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

- イ ファックス番号 096-384-3792
競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に關すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
- ウ ファックス番号 096-381-9010
電子入札システムの操作方法に關すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 S u m m a r y
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 3,062,467 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender:
Date: February 4, 2021, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: +81-96-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第749号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- (2) 予定数量
9,742,441キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その2仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
令和3年（2021年）4月1日（木）から令和4年（2022年）3月31日（木）まで
- (7) 供給場所
仕様書による。（24施設）
- (8) 契約の種類
24施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

- ウ 名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでの競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）1月7日（木）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(4)の入札担当部局
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
なお、令和2年（2020年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.488キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出

- された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和3年(2021年)1月15日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)1月15日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)2月4日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)2月3日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和3年(2021年)2月4日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)2月3日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容に

- ついて事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 9,742,441 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender:
Date: February 4, 2021, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan
Phone: +81-96-333-2089
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2967番13
280.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋643番地グレースソシアA棟205号
中山 恭綺

熊本県公告第751号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字群前2402番3の1、同2402番4及び同2402番23
4,191.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市西区池田一丁目15番65号
葛城建設工業株式会社

熊本県公告第752号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
内山 専一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字鈴小原1720番1ほか2筆
久保田 文男	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字踊田1065番1ほか7筆
久保田 文男	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原3番20ほか3筆
濱崎 聖志	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上北字杉ノ場111番
株式会社モエ・アグリファーム	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字大王原335番ほか3筆
コムラ苗樹株式会社	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字下須1497番1ほか4筆
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字岩野3番6
株式会社有田牧場	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字大王原133番1
川村 航陽	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字塚ノ原1509番54
中村 直樹	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上北字沖野43番1ほか1筆

那須 勘作	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字新替824番2ほか1筆
尾方 伸輔	球磨郡相良村川辺	球磨郡錦町大字木上西字知敷原7番14ほか3筆
吉村 陽一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字木上東字砂田224番ほか5筆
合同会社あぐり税所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字下原2895番ほか13筆
合同会社あぐり税所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩78番1
前原 光志	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字蒔田494番1
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原3番15ほか4筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)12月11日

熊本県公告第753号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字外畑2029番ほか4筆
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区戸島町2630番ほか3筆
株式会社ミチファットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区島口町字北四994番ほか1筆
栗原 弘陽	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字諏訪の上3番1ほか5筆
大島 洋	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西前2403番1ほか1筆
農事組合法人久米	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西前2411番1ほか19筆
農事組合法人久米	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字古閑前3000番1ほか12筆
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字城186番ほか16筆
農事組合法人えら	合志市合生	合志市栄字牟田1398番1
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字向原1242番ほか1筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)12月11日

熊本県公告第754号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営天草中央南地区(平床工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1

5日以内に審査請求をすることができる。
令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央南地区(平床工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間
令和2年(2020年)12月21日から令和3年(2021年)1月22日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第755号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営第二養谷地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営第二養谷地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し
- 縦覧期間
令和2年(2020年)12月21日から令和3年(2021年)1月22日まで
- 縦覧場所
湯前町役場

熊本県公告第756号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和2年(2020年)12月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(UAVレーザ測量)	令和2年(2020年) 12月1日から 令和3年(2021年) 3月22日まで	上益城郡山都町

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第19号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和2年(2020年)12月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 競争入札に付する事項
令和2年度(2020年度)熊本丸第一種中間検査及び一般整備工事業務
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示するこ

- と。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年(2021年)1月4日(月)午後5時までとする。ただし、
受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に
間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023
年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審
査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11
月30日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項
各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第39号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
る政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)12月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和2年度(2020年度)熊本丸第一種中間検査及び一般整備工事業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎(管理棟1階 事務室)
郵便番号 863-2507 熊本県天草郡苓北町富岡3757番地
- (3) 業務の内容
令和2年度(2020年度)熊本丸第一種中間検査及び一般整備工事業務仕様書及
び留意事項(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和3年(2021年)3月24日(水)まで
- (5) 履行場所
請負業者の所有する造船所
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札
による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に
ついては、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入
札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を
提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉
塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額
に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端
数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者
は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39
年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務
委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱
(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定
された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業
種が「車両・船舶整備」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加

- 資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
- イ 公告の日から令和3年（2021年）1月4日（月）午後5時まで
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- エ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 熊本丸が入渠可能な造船所を有し、本業務が実施可能な浮きドックを有すること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)、(3)及び(5)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ ドック施工予定場所の住所及び浮きドックの規模等を記載した資料（パンフレット等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和3年（2021年）1月15日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）1月15日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）1月29日（金）まで行う。
- (3) 入札説明会
ア 日時 令和3年（2021年）1月20日（水） 午後1時00分
イ 場所 熊本県天草郡苓北町富岡 富岡港 熊本丸船内
- (4) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年（2021年）1月28日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 令和3年(2021年)1月29日(金)午前10時00分
 (イ) 1(2)の入札・契約担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)1月28日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (8) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(4)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (9) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (10) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (11) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎(管理棟1階 事務室)

電話番号 0969-35-1155

ファックス番号 0969-35-2326

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Intermediate inspection of training ship KUMAMOTOMARU and maintenance and repair

(2) Date and Place for tender

Date: January 29, 2021, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Amakusatakushin High School Marine campus

(The first floor in administration building office)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Amakusatakushin High School Marine Campus

3757 Tomioka Reihoku Town Amakusa Gun Kumamoto Prefecture

863-2507, Japan

Phone: 0969-35-1155

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第21号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表市町村の表宇城市の部市長部局の款本庁(会計課を含む。)の項中「組織給与係長」を「組織給与係長 文書法規係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。